

あべたて保育園園児損害賠償請求事件の判決による賠償金の支払いについて

平成16年9月6日

保健福祉部

1 損害賠償の相手方

住所

氏名

2 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、257万9326円及びこれに対する平成13年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することすることができる。

3 事件の経緯

- (1) 平成13年2月8日午前、保育園の行事で白鳥にエサを与えるため、園児を館坂橋下流の河川敷に引率した際、原告はエサを投げ与えようとし護岸から水流のない川床に転落し、左上腕骨を骨折した。  
この事件において被った損害について賠償せよと平成16年1月28日盛岡地方裁判所へ提起した。
- (2) 原告は、本件事故が、市が設置管理する保育園の児童に対する安全配慮義務違反によって生じたものであるから損害賠償せよと主張した。  
市は、園児の事故は、予見できないものであり、園児の安全管理に十分な注意を払いながら行事を行っていたことを主張した。
- (3) 5回の口頭弁論を経て、平成16年8月30日に言い渡された判決は、盛岡市の主張を退け、原告の主張を全面的に認めたものとなった。

4 判決の主旨

保育園は、行事の実施方法について安全配慮義務を怠った。

5 控訴しない理由

控訴審において、原判決の明らかな事実誤認がないことや、こちらの主張を裏付ける新たな事実の提出が困難なことなどから勝訴する見込がないため。